第１の項目について

災害発生時における職員の勤務労働条件については、今後とも、条例、規則等の諸規程に基づき適切な運用に努めていく。

危険回避休暇については、近年の減災・防災の取組み等を踏まえ、各府立学校において、台風接近時等の刻々と変化する状況に、より即時的な対応が取れるよう、平成31年４月より、同休暇承認にあたっての手順を変更したところ。

第７の項目について

　職場における様々なハラスメント行為は、個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題であると認識している。

　府教育庁では、令和２年６月に労働施策総合推進法等の関連改正法が施行され、人事院においてもハラスメント関連の規則制定及び改正が行われたことを踏まえ、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する各指針について改正を行い、令和２年６月30日に府立学校校長・准校長あてに通知した。

　加えて、教職員がハラスメントを受けた経験や教育庁・学校のハラスメント防止についての取組みが予防や解決に役立っているかなどを把握するため、府立学校の教職員を対象に、「教職員間のハラスメント実態把握アンケート」を実施し、令和３年３月にアンケートを公表したところ。

　今回のアンケート結果を踏まえ、今後も引き続き、教職員間のハラスメントについての実態把握に努めていくとともに、教職員に対するハラスメントの防止に向けた周知や対策等に努めていく。

　また、今年度の「府立学校に対する指示事項」に職場におけるハラスメントの防止を重点事項として掲げている。

　今後とも各ハラスメント指針について、教職員への周知を図るとともに実態把握に努めるなど、快適な働きやすい職場環境づくりに努めていく。

第８の項目について

　特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成22年度から実施しているところであり、その他の休暇の拡充や新設は困難。

　育児休業については、平成31年１月から、新規に保育所に入所する児童を集団生活への適用等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育（慣らし保育）を、育児休業の取得要件として拡大したところ。

　令和２年４月から不妊治療休暇や子育て部分休暇を導入した。子育て部分休暇は、育児部分休業に引き続く新たな休暇制度として、対象年齢を小学校三年生までとしたところ。

　今後も、子育てに関する特別休暇の制度の運用が、適切に行われるよう指導するとともに、子育て中の教職員が働きやすい職場環境づくりに努めていきたい。

第９の項目について

　障がいのある職員の勤務時間の弾力化については、令和元年10月18日から早出遅出勤務制度の対象職員に、障がいのある職員を追加しているところ。

　また、障がいのある職員の休憩時間の弾力的な設定については、令和２年４月から休憩時間を分割、延長できる制度を導入したところ。

　職場環境等の整備に係る合理的配慮に関しては、障がい者である職員の方からの職業生活に関する相談及び合理的配慮の申出等の相談窓口となる障がい者職業生活相談員を選任し、「大阪府教育委員会における障がい者である職員の活躍推進計画」を策定している。

　同計画に基づき、障がい者の活躍を推進するための環境整備を進めていく。

　障害者の雇用の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、今後とも適切に対応していく。

第10の項目について

　修学旅行は各学校が定める教育目標に沿って計画されるものであり、旅行先やその内容によって旅費に差が出ることは想定されるが、教職員旅費に係る予算が縮減される中、令和元年度からの修学旅行等に係る教職員旅費の配分基準を示させていただいた。

各学校において配分基準を踏まえ、実施計画を立てていただくようお願いしているところ。

　限られた予算の中でも、効率的に実施できるよう、指導・助言に努めていく。

　教職員旅費については、これまでから、各校の計画額を基に必要額を確保し、予算配当してきたところ。

　令和３年度当初予算については、各校の計画額により調整した額を、各校に配当した。

　なお、執行計画に無かった急な出張等については、基本的には配当予算の範囲内で執行をお願いしているところであるが、予算の不足が見込まれる場合は、学校総務サービス課に相談いただければ、個別に対応させていただく。

　財政状況が厳しい中ではあるが、生徒等の安全管理や学校運営に支障をきたさないよう検討を進めるとともに、引き続き、予算の確保に努めていく。

第11Ｃの項目について

　教員の部活動にかかる負担軽減を目的として、技術的な指導や郊外への引率などを職務とする部活動指導員については、今年度、府立学校57校80部に配置したところ。

　今後さらに拡充できるように努めていく。

第11Ｄの項目について

　府教育庁では、府立高校の教育相談機能の充実をめざし、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを全ての府立高校に配置している。また、平成21年度より、臨床心理学を専攻している大学院生の実習を府立高校で受け入れ、生徒の心のケアを支援しているところ。

今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めていく。

生徒の困難な状況の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることから、今年度は高等支援学校５校を含む38校にスクールソーシャルワーカーを配置している。

また、昨年度よりすべての府立学校がSSWに相談できる機会を確保するため、府立学校向けSSW定期相談会を開催しているところ。

今後、各学校に配置しているスクールカウンセラーとの連携を促進する等の取組みの成果をフォーラムなどの機会を通して共有していく。

第11Ｅの項目について

　テレワーク（在宅勤務）については、職員のワーク・ライフ・バランスと業務の効率的な遂行を推進するため、平成30年９月から、府立学校10校にて試行実施を開始した。

試行実施校における利用実態を調査した結果、育児・介護中の教員への負担軽減や働き方改革に対する意識の醸成につながるなど、一定効果が見られたところ。

　そのため、令和２年４月から本格実施を行っているところであり、令和３年２月から10台を追加したところ。

　今後とも、テレワークの使い勝手、定着状況等を検証しながら、教職員のさらなる負担軽減に取り組んでいく。

第11Ｆの項目について

　府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、介助員、学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っているところ。

　介助員・学習支援員については、有償ボランティアとすることで、各校の実情に合わせた柔軟な活用となるよう努めているところ。

　また、生徒一人ひとりの障がいの状況を把握しながら、学校からの要望に応じて別途非常勤講師の措置をしてきた。

　今後とも、生徒の障がいの状況等を的確に把握しつつ必要な配慮を行う中で適切な支援ができるよう努めていく。

第13の項目について

　府教育委員会においては、大阪府立学校職員安全衛生管理規定に基づき、大阪府立学校安全衛生協議会を設置し、教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境を実現するために、様々な協議を重ねている。

　同協議会では、「健康対策部会」「腰痛・頸肩腕症部会」の専門部会、また「健康対策部会」の下に「長時間労働健康障がい防止委員会」を設置し、ストレスチェック制度をはじめ、職員健康診断や安全衛生委員会の活性化、職員の長時間労働による健康障がいの防止などの具体的な個別の課題について、検討しているところ。

　府立学校については、ストレスチェックの結果から集団分析を実施し、職場における安全衛生委員会において、職場環境改善のための資料とするよう働きかけている。

　今後とも、同協議会における協議を踏まえ、快適な職場環境の形成や教職員の健康の保持増進に向けて、取り組んでいく。

第14の項目について

現在、児童・生徒が授業等で活用する学校情報ネットワークに加えて、教職員が利用する統合ＩＣＴネットワークを整備している。とりわけ、統合ＩＣＴネットワークでは成績処理等、機微な個人情報を取り扱っているので、それぞれのネットワークを分離し、運用していただいている状況。教員間での問合せやシステムトラブル対応など、管理業務を担っていただいている教職員には一定の負担を担っていただいていると認識している。

　教育庁では、府立学校ネットワークサポートセンターを設け、各校からのシステムやネットワークについての問合せに対応しているところ。

　また、全校トップページに、統合ＩＣＴネットワーク及び学情ネットワークそれぞれのチームサイトを掲載し、ネットワークを管理されている教職員の負担軽減になるよう対応している。

　併せて、今年度から全府立学校に対してＧＩＧＡスクールサポーターを派遣している。今後も外部人材の活用等による支援の充実について、引き続き検討していく。

第15の項目について

　オンライン授業に係る体制構築に向けた取組みを進めるにあたり、昨年度はＩＣＴ支援員を配置し、希望した学校に派遣する等、府立学校への支援を行った。今年度からは、全府立学校に対してＧＩＧＡスクールサポーターを派遣しているところであり、今後も外部人材の活用等による支援の充実について、引き続き検討していく。

第17の項目について

教職員の感染防止対策については、児童生徒等と同様に取り組む必要があると考える。

　学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、引き続き、手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理といった感染症対策や、出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理をしっかり行うよう留意していただきたい。

　府立学校においては、新型コロナウイルス感染症防止のための在宅勤務の取扱いを継続することとしている。

　新型コロナウイルス感染症に関する職務専念義務免除については、国の制度に準じて実施しているところ。

　新型コロナワクチン接種を受ける場合について、医療従事者等に該当する職員については職務として取り扱い、その他の職員については職務専念義務免除としたところ。また、接種に伴う副反応が発生した場合についても職務専念義務免除の対象としたところ。

　今後とも、国の制度を基本に対応していきたい。

第19の項目について

新型コロナウイルス感染症や非常変災等の影響により学校が臨時休業となった場合は、各校において、週休日等を利用して授業日を確保いただいているところ。

　令和３年１月12日に通知した「令和３年度府立高等学校行事予定の作成及び提出について」では、土曜日、日曜日に授業等を実施する際は、「教職員の勤務を要しない日の振替についても配慮すること。」としている。

　週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、教職員の週休日の確保の観点から、別の勤務日を週休日に振り替えることについて、引き続き、周知徹底していく。

教育職員に休日及び週休日に勤務を命じた場合には、休日の場合は、代休日の指定により、週休日の場合は、週休日の振替えにより、また、教育職員以外の職員については、「時間外勤務・休日勤務の手続き等に関する要綱」に基づき、適切に行うよう指導しているところ

　今後とも、各学校に対し、研修会等のあらゆる機会を通じて周知していく。

第20の項目について

新型コロナウイルス感染症に対応しつつ、学習内容の定着が不十分な生徒に対して個別にきめ細かにフォローできるように、国の令和３年度教育支援体制整備事業費補助金を活用し、学習支援員を配置している。

新型コロナウイルス感染症対策の強化にかかる人的体制の整備のための国の予算を活用し、Ｒ２年度に引き続き、各支援学校42校１分校に「スクールサポートスタッフ」及び「学習支援員（介助員）」の配置をしている。

第23の項目について

　府教育委員会においては、教職員の健康の保持増進及び快適な職場環境を実現するために、安全衛生委員会にて、時間外労働の縮減方策の取組状況に係る調査審議、ストレスチェック集団分析結果を活用した職場環境の改善等に取り組み、労働安全衛生活動の活性化に努めるよう、府立学校安全衛生管理者研修や衛生管理者研修等を通じて、指導しているところ。